

司法試験及び司法試験予備試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

平成16年4月23日司法試験委員会決定

改正 平成16年7月9日

改正 平成17年3月17日

改正 平成17年10月6日

改正 平成19年6月6日

改正 平成21年9月9日

改正 平成22年10月6日

改正 平成23年10月12日

身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

第1 個別の受験特別措置について

- 1 試験時間、出題方法又は解答方法に変更を伴う受験特別措置については、受験者の申出に応じ、別紙「受験特別措置の基準」（以下単に「受験特別措置の基準」という。）によるものは、法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）がこれを定めることができる。当委員会が認めた必要な措置を次年度以降について当該受験者に定める場合も、同様とする。
- 2 試験時間、出題方法又は解答方法に変更を伴わない受験特別措置（例えば車いすでの受験等）については、受験者の申出に応じ、人事課長が個別に適切な措置を定めることができる。
- 3 当委員会又は人事課長は、措置を定めるに当たり、受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くことができる。当委員会が受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くに当たっては、人事課長にこれを行わせることができる。

第2 受験特別措置の基準について

当委員会は、必要と認める場合に受験特別措置の基準を変更することができる。受験特別措置の基準の変更に当たっては、受験特別措置検討会の意見を聴くものとする。

別紙

受験特別措置の基準

1 司法試験

区分	障害の程度	特別に措置する事項
視 覚 障 害	I ① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	① パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）用電子データによる出題及び点字による出題 ② パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 ③ 試験時間延長 短答式試験（2.00倍に延長） 論文式試験（1.50倍に延長） ④ パソコン用電子データによる司法試験法令集の貸与【論文式試験】
	II ① 良い方の眼の視力が0.15以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	① 試験時間延長 短答式試験（1.50倍に延長） 論文式試験（60分間につき、20分間の割合で延長） ② 拡大した問題集の配布 ③ 拡大した答案用紙の配布 ④ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】 ⑤ 文字式解答【短答式試験】
	III 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】 ④ 文字式解答【短答式試験】
	IV 上記区分以外の視覚障害を有する者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】
肢 体 障 害	I 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの	① パソコンを使用した答案作成 ② 試験時間延長 論文式試験において、1.50倍を超えない割合で延長
	II 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの	パソコンを使用した答案作成
	III 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	① 試験時間延長 論文式試験において、60分間につき、10分間の割合を超えない範囲で延長 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 文字式解答【短答式試験】
	IV 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの	① 拡大した答案用紙の配布 ② 文字式解答【短答式試験】

2 予備試験

区分	障害の程度	特別に措置する事項
視 覚 障 害	I ① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者	① パソコン用電子データによる出題及び点字による出題 ② パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 ③ 試験時間延長 短答式試験（2.00倍に延長） 論文式試験（1.50倍に延長） ④ パソコン用電子データによる試験用法令集の貸与【論文式試験及び口述試験】
	II ① 良い方の眼の視力が0.15以下の者 ② 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	① 試験時間延長 ○ 短答式試験（1.50倍に延長） ○ 論文式試験 ・法律基本科目 「憲法・行政法」及び「刑法・刑事訴訟法」 50分の延長（3時間10分） 「民法・商法・民事訴訟法」 70分の延長（4時間40分） ・一般教養科目 20分の延長（1時間20分） ・法律実務基礎科目 60分の延長（4時間） ② 拡大した問題集の配布 ③ 拡大した答案用紙の配布 ④ 拡大した試験用論文の貸与【論文式試験及び口述試験】 ⑤ 文字式解答【短答式試験】
	III 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した試験用論文の貸与【論文式試験及び口述試験】 ④ 文字式解答【短答式試験】
	IV 上記区分以外の視覚障害を有する者	① 拡大した問題集の配布 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 拡大した試験用論文の貸与【論文式試験及び口述試験】
聴覚障害	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者	筆談による発問及び解答【口述試験】
音声・言語機能障害	① 音声・言語機能を喪失した者 ② 音声・言語機能障害が著しい者	筆談による解答【口述試験】
肢 体 障 害	I 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの	① パソコンを使用した答案作成 ② 試験時間延長 論文式試験において、1.50倍を超えない割合で延長
	II 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの	パソコンを使用した答案作成
	III 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	① 試験時間延長 ○ 論文式試験 ・法律基本科目 「憲法・行政法」及び「刑法・刑事訴訟法」 25分を超えない範囲で延長 「民法・商法・民事訴訟法」 35分を超えない範囲で延長 ・一般教養科目 10分を超えない範囲で延長 ・法律実務基礎科目 30分を超えない範囲で延長 ② 拡大した答案用紙の配布 ③ 文字式解答【短答式試験】
	IV 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの	① 拡大した答案用紙の配布 ② 文字式解答【短答式試験】

3 補足事項

- 文字式解答には、①チェック方式（通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法）と②算用数字記入方法（選択肢の数字を記入する方法）がある。
- パソコンの使用については、審査の上、使用方法を制限することがある。
- 前記基準に該当しない特別措置については、個別に審査を行う。